

# 浦添市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する規程

平成6年8月1日

告示第28号

注 平成26年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この告示は、浦添市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則（平成6年規則第29号。以下「規則」という。）第10条第4項の規定により、市長が私人に一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）の徴収を委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(総則)

第2条 市長は、手数料の徴収事務を委託しようとする者を定め、手数料徴収指定店（以下「指定店」という。）として指定するものとする。

2 市長は、規則第10条第1項第1号に規定するごみ袋及び粗大ごみ処理券（以下「指定袋等」という。）を指定店に預託するものとする。

3 指定店は、市長から預託された指定袋等を販売することにより手数料を徴収し、市長に納付するものとする。

4 市長は、指定店に手数料徴収事務委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

(委託料)

第3条 市長が指定店に支払う委託料は、別表により算定した額に消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）とする。

(指定店の申請)

第4条 指定店の指定を受けようとする者は、手数料徴収指定店申請書（様式第1号）により市長の定める日までに申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 営業概要書
- (2) 財務諸表又は最近の決算書
- (3) 事業所の案内図
- (4) 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記簿謄本）
- (5) 納税証明書
- (6) 代表者の印鑑証明書
- (7) 代表者の身分証明書（個人事業主の場合のみ。）

(指定店の資格)

第5条 指定店の指定を受けることができる者は、次に掲げる要件に適合する者でなければならない。

- (1) 市内に住所を有する者（法人にあっては、本社の住所とする。）
- (2) 相当量の指定袋等の販売が見込める者
- (3) 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は破産の宣告を受けていない者
- (4) 成年被後見人、被保佐人又は被補助人でない者
- (5) 市税その他市に対する債務の履行を怠っていない者
- (6) その他特に市長が適当と認める者

(指定店の指定)

第6条 市長は、第4条の申請があつたときは、審査を行い、適当と認めるときは、指定店を指定し、手数料徴収指定店決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、指定店を指定したときは広報紙等により公表するものとする。

(指定の期間及び更新)

第7条 前条第1項による指定の期間（以下「指定期間」という。）は2年を超えない期間とし、更新することができる。

2 指定店は、指定期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過により、その効力を失う。

3 第4条から前条までの規定は、第1項の更新について準用する。

4 第1項の規定により指定期間の更新がされたときは、その指定期間は、従前の指定期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(委託契約)

第8条 市長は、指定店との間に一般廃棄物処理手数料徴収事務に関する委託契約を締結するものとする。

(異動の届出)

第9条 指定店が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに市長に届け出なければならない。

- (1) 事業所の住所、名称又は代表者に変更があつたとき。
- (2) 手数料の徴収事務を休止又は廃止したとき。
- (3) 第5条に規定する要件に関し異動が生じたとき。
- (4) その他重大な事情が生じたとき。

(指定店の取消し)

第10条 市長は、指定店が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、指定店の指定を取り消すことができる。

- (1) 指定店の取消しの申し出があったとき。
- (2) この告示に違反する行為があったとき。
- (3) 第5条に定める要件を欠いたとき。
- (4) 申請書に虚偽の記載があったとき。
- (5) 手数料の徴収に関して著しく信用を失う行為があったとき。

2 市長は、指定店の指定を取り消したときは、取消事由を付して手数料徴収指定店取消通知書（様式第3号）により通知するものとする。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

種別	規格	委託料の額
指定袋	大（取っ手付き）	1枚につき 5.5円
指定袋	大	1枚につき 5.5円
指定袋	中（取っ手付き）	1枚につき 5.1円
指定袋	中	1枚につき 5.1円
指定袋	小（取っ手付き）	1枚につき 5円
指定袋	小	1枚につき 5円
粗大ごみ処理券	ステッカー 大	1枚につき 30円
粗大ごみ処理券	ステッカー 小	1枚につき 30円

様式第1号(第4条関係)

手数料徴収指定店申請書

年 月 日	
浦添市長 殿	
申請者	住所 氏名 電話
印	
浦添市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する規程第4条の規定により手数料 徴収指定店の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
本社の所在地、名称 及び代表者名 電話番号	電話
事務処理欄	

様式第2号(第6条関係)

手数料徴収指定店決定通知書

住所		浦添市指令第 号
氏名 殿		年 月 日
		浦添市長 印
浦添市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する規程第6条の規定により、次のとおり指定します。		
本社の所在地、 名称及び代表者名 電話番号	電話	
指定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
条 件		

様式第3号(第10条関係)

手数料徴収指定店取消通知書

年 月 日	
住所	
氏名 殿	
浦添市長 印	
年 月 日浦添市指令第 号で指定した手数料徴収指定店については、浦添市一般廃棄物処理手数料徴収事務委託に関する規程第10条の規定により、次のとおり指定を取り消します。	
取 消 年 月 日	年 月 日
取 消 事 由	